

羅虞臣の族譜編纂と裁判―明代中期広東省順徳県―

佐々木

愛*

キーワード：宗族・広東・族譜・裁判

はじめに

一、羅家とその親族結合状況

二、羅虞臣と裁判

(一) 紛争の概要と経過

(二) 羅虞臣の請託行為

(三) 裁判に勝利するために―族譜の必要性―

(四) 敗訴の原因と訴訟の背景

おわりに

はじめに

『稗編』古今図書集成『明文海』『五礼通考』等といった明清期の類書、文集、儀礼研究書には、羅虞臣「小宗辨」という一文が掲載されている^①。古の親族法である宗法を論じた全文五千五百字程度の小文ではあるが、それはいかにも明代的な、きわめて新奇な^②解釈が展開された「魅

力的」な文章である。だからこそ諸書に引用されたのであろう。そして羅虞臣はほとんどこの一文によって、学術史上にその名を残したことになる。

ただし羅虞臣は『儀礼』等の礼経についてまとまった研究を残した人物ではない。彼の遺稿集である『羅司勳文集』中にみえる礼論は、嘉靖大礼に関する上奏文原稿のほかは、「小宗辨」等祖先祭祀や葬礼などの実践儀礼に関する若干の議論がそのすべてであり、そしてこれらはそもそも羅虞臣自身の編纂にかかる族譜に掲載されていたものである。つまり彼の礼学とは、族譜の編纂を行い自族の組織化、秩序化を目指す試みのなかから生まれたものだったといえよう。それゆえ彼の礼学の理解のためには、その議論の前提となる、彼の親族の状況の理解が必須ということになる。

以上のことから、本稿では、「小宗辨」等の羅虞臣の礼学関係の議論内容自体の分析については別の機会にゆずることとし、まずは羅虞臣

* 島根大学法文学部

自身をめぐる親族の状況について明らかにすることとしたい。『羅司勳文集』には、彼が編纂した族譜の一部のほか、親族にかかわる裁判案件についての書簡二通がおさめられている。羅虞臣は族譜を編纂し儀礼を論じた理由について直接語ってはいないが、同時期に起きていた裁判事案との関連で考察することが可能である。そしてそれは羅虞臣という一個人の理解に止まるものでなく、中国社会史研究上にも僅かながら資する内容をもつと考える。

日本における中国の父系親族集団・宗族についての歴史的研究は、一九八〇年代における発展段階論の退潮と地域社会論の興隆に伴って活況を呈してきた。しかし宗族研究を行うさい主として対象になってきたのは、族譜をもち、共同財産を有する大宗族である。そしてこれら大宗族が編纂した族譜には、あたかもその宗族が宋代や明代から一貫して存在し、成長拡大を続けてきたかのように描かれるのが常であり、またそのような理解もされてきた。^③しかし近年は、宗族というものが必要に応じて折々に作られていく人間関係であったこと、宋代や明代以来結集していたことが謳われる宗族であっても、団体性を獲得するのは清代中期以降であったりすること、^④そして宗族の結合度合は非常に様々であったこと等が指摘されている。羅虞臣の出生地である広東・順徳県は、珠江下流デルタ地帯に位置し、大宗族の発達している地域としてよく知られる地であり、また後述するように順徳の羅氏は現在も存在している。このような地において、明代中期という時点において、族譜を編纂し、宗族形成を行おうとした個人の試みについて、ミクロな分析を行うことは、近年歴史的な・動的な存在として理解されるようになってきた宗族像を、より陰影深くするための一ヶ

スタディとなり得るだろう。

さて、考察をはじめめる前に、ほとんど無名の人であろう羅虞臣（一五〇七―一五四一）について若干説明を加えておこう。広東省広州府順徳県出身。嘉靖八年に進士に及第、建昌県推官から刑部主事、吏部稽勲司主事と昇進。しかし彼が刑部主事在任中、嘉靖帝が肅正を囚った張延齡（弘治帝の皇后張氏の弟）が投獄中であり、^⑤劉東山なる獄囚が、羅虞臣が獄中の張延齡を特別待遇したとの「誣告」により、革職され民に落とされた。彼は帰郷し、順徳中山に草堂を結び、読書と著述の生活に入ったが、著作の第一に拳がるのが族譜の編纂であり、実践儀礼の策定であった。^⑥しかし帰郷から僅か四年、三五歳で死去。明史では張延齡の事件に関連した劉世龍伝の附伝として僅かに伝が残る。^⑦

その人物評は「尤剛腸疾惡、面斥人短、以故人多忌之」豪宕使氣、不可近」と、本来顕彰を目的とする文集の序文や伝としては異例な叙述がなされており、少なくとも人格者としての印象を与えるような人物ではなかったことがうかがえる。^⑧

なお、現在、順徳羅氏には「北門羅氏」「南門羅氏」の二派がある。両派ともに南宋時代南雄府珠璣巷から移住してきたという伝説を共有するが、始祖とする人物は別で、別個の宗族と認識されている。羅虞臣が属すとされるのは南門羅氏であり、光緒二十二年編纂の『南門羅氏族譜』不分巻が広東省立中山図書館に所蔵されている（未見）。

現在大宗族を形成しているのは「北門羅氏」であり、宗祀の移築や幼稚園の設立など、華僑資本を導入した盛んな宗族活動が行われている。光緒八年編纂の『順徳北門羅氏族譜』二十二巻は、東京東洋文庫に所蔵されるが、このなかには、羅虞臣編纂の族譜への言及が認めら

れ、族譜編纂過程で羅虞臣譜を参照していたことがうかがえる。

一、羅家の親族結合状況

羅虞臣の出身地・広東順徳は、明代に入って大きな動乱を経験した。黄蕭養の乱である。黄蕭養の乱とは、海賊及び山地民が主となり正統十四年から翌景泰元年にかけて広州府一帯で起こった大反乱である。そもそも順徳県とは明朝が黄蕭養の乱鎮圧に成功してのち、その統治を固めるため新設された県であった⁽¹³⁾。

一般的に危機は結束を高める要因である。M・フリードマンは広東や福建に大宗族が多い理由として、新開地に起因する紛争などによる相互扶助の必要を挙げている⁽¹⁴⁾。では、果たして羅家は危機的状況を親族の相互扶助をもって対応しているだろうか。黄蕭養の乱時の羅虞臣の曾祖父と祖父の行動をみてみよう。以下の引用文は羅虞臣の祖父の伝⁽¹⁵⁾（羅璣・別号愛泉）、文中に登場する秋田公とはその父である。

景皇帝初、王師来討蕭養之乱、士避兵蓬萊、雖父子夫婦、輒棄遣也、秋田公独挈公、從圍中夜亡走三山、頃之、民詭言將兵三山、又更徙之青塘苗金家、金以俠聞、公父子就舍食、期年賊平、由是歸復其居里。

（景泰初年、明軍が黄蕭養の乱制圧にきた。人々は戦乱を避けてさまよい、父子や夫婦であってもみだりに捨て去った。秋田公はひとりその子の手を引き、包囲されたなかから夜三山に逃れた。ちょうどそのころ三山に軍隊がいると噂されていたので、さらに青塘の苗金家に移動した。金は任侠をもって聞こえた人物で、父子を家で養ってくれた。一年して叛乱が平定されたので、郷里に戻つ

た）

この叙述からは、危機の際、父子の二人で独自に避難しており、家族親族と助け合っている様子を見取することはできない。また避難して一年身を寄せたのは金という家であった。「侠を以て聞こえた」という叙述からすれば、この金氏とは母族や妻族でもなく、全くの他人であったと考えられる。

なお、乱勃発の時点で、羅氏一族の中に頼れる力のある人物がいなかったのは他人にすがらざるをえなかった、というわけではない。羅虞臣編纂の家乗には、顕韶公という人物の伝記があり⁽¹⁶⁾、彼が当地域のボスの一人であっただろうことを十分にうかがわせる。顕韶公は黄蕭養の乱時、遠く端州（肇慶府）まで避難し、乱平定後に帰郷した。そして、「郷耆十数人」とともに、広東巡撫として着任した掲檣に対して新県設置を献策したという。この献策が功を奏したのかどうかは不明であるが、順徳県設置はまさしく黄蕭養の乱平定を期におこなわれた。

また、次のような話も伝えられる。明軍による黄蕭養残党の平定のため、郷民が誣告によつて殺害されようとしたときに、顕韶公は関係者とかげあつてやり、釈放をかちとつている。また、郷豪らは賊が奪つた家産を争つて手に入れていたが、顕韶公の妻の実家が賊に財産を奪われていることから、郷豪は顕韶公にくらかを分けようとしてきた。

地域の実力者に対してでなければなされ得ない配慮であろう。顕韶公自身何らかの科挙資格を持っていた人物ではない。「顕韶公故園巷匹士耳、及卒、士夫以下皆涕泣傷焉」とあるように、顕韶公は全然たる庶民だった。しかし黄蕭養の乱を経てもなお経済力はあつたらしい。廉平であつた初代順徳県知県・周氏が在職のまま没し、貧しく棺を帰郷

できずにいたのに際し、顕韶公は十金を献じたと伝えられる。なお顕韶公の子、子房は成化十六年に郷試を突破、挙人から広西省・永福知県を務めている。羅一族の中に有力な人物がいなかったわけではないのである。

とはいえ、真に切迫した危急の時は、相互援助の余裕なく、自分の身を守るだけしかできないという状況もありうる。危機を結合の要因とみたM・フリードマンに対し、パステルナークは真に紛争があるときには宗族の結合はできておらず、結合していくのは紛争が一段階済んだからの時点であると述べ、この見解に瀬川昌久氏も賛同している¹⁶⁾。

これらの見解を踏まえると、危機時の行動だけでは結合云々を論じるのは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点となると考えることもできる。

では、羅一族では、地域の有力ボスであった顕韶公を核とした親族の結合は図られたのであろうか。羅一族の族産をめぐる歴史が綴られた「祭田篇」には次のようにある。

吾宗祭田之設、肇自義隱公、後遭至正之乱、然子孫猶競競思守故業、明興以来、席世晏平、燕笑相聚、嘻嘻嗃嗃、成名礼讓之族、為郡中雄、至正統己巳之變、黃賊矯帝東陽、攻城邑、禍備瘦酷、是時逃兵四散、遠者或竊端州之間、祠譜丁燼、先業亦迷……景泰後、民去湯火、宗人亦稍完聚、爰有蓋藏、乃思修復先業、自捐所置、然皆止其補以連身、無復上及祖考矣¹⁷⁾。

(わが一族で祭田を設けたのは、義隱公にはじまることである。のち元朝末の乱に遭ったが、子孫はなおつつしんで伝来の財産を守った。明朝成立以来、おだやかな時が続ぎ、楽しく相集い、和氣諷々

として「礼讓の族」という評判を得、地域でも力を持った。正統十四年の黄蕭養の乱となり、黄賊はみだりに帝を自称し東陽と号し、城邑を攻め、被害たるやむごいものであった。このとき戦乱をさけ四散し、端州近くまで逃げたものすらいる状況だった。景泰の後、危険は去り、族人もまたやや元に戻った。そこで蓄えもでき、先業を修復したいと思つて、自ら出資して祭田を置いたが、しかしそれはみな亡き父や自分の死後のためのものであつて、祖父以上の祭祀におよぶものではなかった。)

冒頭のくだりでは宋代より明に至るまで一族で祭田を保持し続け、黄蕭養の乱で祠譜とともに失ったというが、他に裏付けとなる記述は全く見ることが出来ないため、祖先や一族を賞賛するための美辞にすぎないと思われる。問題は黄蕭養の乱以後の時期である。自ら出資して祭田を置くことはあつても、それは皆自分の亡き父のため、自分の死後のためであつて、祖以上に及ぶことはなかったということ、祭田の設置・祭祀の実施によつて結集できる親族の範囲はわずかに兄弟とその妻子の間にとどまっている。つまり広範な親族の結集など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なり祭祀代数の制限がないため、遠祖を祭ることも可能であり、広範囲の祖先を結集できる。しかし羅氏における墓祭の状況はといえば「為夫墓祭、未有能三世者也、不墓祭積久、子孫或失其葬(墓祭は三代すらもできない状態である。墓祭を長年しなかったことから、子孫は墓のありかがわからなくなつてしまつたりもしている)¹⁸⁾」とあるように、墓祭ですら曾祖以下に止まっていた。

以上のことから、顕韶公や子房を中心とするような広範な親族結合

は果たされていなかったことは明白である。また、羅虞臣の祖母譚氏の伝からは、祖父羅璣の死後においては親族結合どころか、親族内での弱肉強食の争いが起きていたことすら読みとれる。

及喪愛泉公時、家徒四壁立、囊粟常罄、日至晨蕭然無烟、餓或為菱米食、吾母黃夫人則解簪珥、佐粟食。・・・是時諸孤貧弱、侵于叔氏、會家僮居家失火、叔教之誣其孤為故放、又輒欲中以毆期叔法。

(愛泉公が亡くなった時には、家にはただ四方に壁が立っているだけで何もなく、穀物入れは常に空で、日が西に傾いてもがらんとして火の気もなく、空腹の時はひしの実を食べたりした。私の母の黄夫人は簪や耳飾りを売って食費の足しにした。祖母の譚安人は突然の苦しみをあわれに思った。この時、遺児は貧しく力がなく、叔父による侵奪をうけた。たまたま家僮が家で失火したのだが、叔父はその家僮に遺児たちが故意に放火したのだと誣告させ、さらにみだりに「期叔を殴った」という法を遺児たちに適用させようとした。)

「叔氏」が一家の中心である祖父の死去という弱みにつけこみ、財産を狙って誣告をはかったことが綴られる¹⁹⁾。この件は、結局、祖母が説諭してことなきを得たと記されるが、ともあれ親族の結合や相互扶助などといううるわしい状況にあったとは考えにくい。

すなわち、親族結合を可能にする族譜や共有財産もない状況において、羅虞臣は族譜を編纂し、自ら出資して祭田をおき、儀礼策定をはじめたことになる。それはなぜだろうか。それは羅虞臣が抱えていた紛争・裁判と関係すると思われる。章を改めて論じたい。

二、 羅虞臣と裁判

(一) 紛争の概要とその経過

『羅司勳文集』『司勳外集』には「與袁泉治論山墳」「上傳憲長論山墳状」と題された書簡が収録されている²⁰⁾。この二通は、それぞれ異なった時期に書かれ、裁判案件について自己の主張が開陳されている。そしてこれらの手紙からは、羅虞臣が、その生涯にわたって馮という姓の地域の「豪強」との裁判闘争を続けていたことが如実にうかがえる。

それは彼の代から始まるものではなく祖父の代から始まった積年の紛争であり、彼の行動によって闘争は終息に至るところか、逆にその晩年には傷害事件、訴訟合戦へとエスカレートする様相をみせた。その紛争の原因とは、土地の所有権、具体的には、羅氏がわが祖先の墳墓地であると主張する土地をめぐる起こっていたのである。それだけに羅虞臣という人物は、常に非常に強く「祖先」を意識せざるを得ない環境に生涯おかれていたといえる。

この紛争とその経緯について、再構成してみよう。裁判が起こったのは成化年間のこと、原告は羅虞臣の祖父・羅璣であった。羅璣側の主張としては、順徳県内の黄岡に宋元以来からの羅氏の墳墓があったが、黄蕭養の乱とその後の混乱のなかで墓祭を怠っていたところ、馮貴寧によって侵奪されたというものである。羅虞臣は馮貴寧を「逸党」と表現しており、これは黄蕭養一味の残党という意を込めているのであるが、地方志等に馮姓の者の記載は見あたらず、いかなる人物かはわからない。一方、羅虞臣の祖父羅璣は知県から城隍廟の修築事業についてその実施や営繕費用の出納をまかされ、「羅耆老」と呼ばれる

など、県官僚との繋がりを持っていたという人物だという。提訴した年は成化年間ということしかわからず、羅家が墳墓侵奪を認識してから提訴までどれほどの時間を経過していたのかも分からないが、侵奪の背景となった黄蕭養の乱から数えると、最短でも十五年を経過してからの提訴ということになる。

この提訴は羅家にとってはうまく運ばなかった。逆に「豪猾」は羅璣を誣告して、田を奪った。そして「官は豪猾からの賄賂をうけ、公は久しく獄につながれた」。祖父はその後病死し、残された遺族は前章で述べた様に糧食さえ事欠く苦境に陥った。しかし嘉靖初年に至り、「事を同じくする」別の人物が訴え出したことにより羅家の件も再び目のみることになり、「通判李信」の主導によって田は返還されることになった。ところがやはり嘉靖初年、馮貴寧の孫・馮超らが墓地を侵奪し、樹を切り、祭祀のための田畑を占拠し、牛羊を飼った。馮家が判断を不服として力での報復を開始したのだから推測できる。

馮超らの行為に対して弱小だった羅家は対抗できなかった。しかし、羅家のなかから羅虞臣が十四歳で生員、十九歳で挙人と若くして頭角を現すと、羅虞臣は早速墳墓奪還に動き出す。

挙人となった羅虞臣はすぐ告訴という手段には出ず、広東の有力官僚に状況を訴えた。大官僚の仲介による和解を目指したのかも思われる。しかし結局、県に告訴したうえで、彼は科挙応募のため北京へ向かう。進士に及第し、官僚として活躍している間も彼は裁判に気を採み続けたが、結局官僚在任中には判決が出なかった。判決が出たのは、羅虞臣が民に落とされてからのこと、そして結果は羅家側の敗北だった。

この判決に羅虞臣はもちろん納得しなかったが、この頃「諸悪」が次々と疫病で死に、「数年の間、先塚も亦緩寧に就く」とあるから、おそらく馮家の勢力減退に乗じて羅家が実力で占拠したのだろうと考えられる。しかし馮家も対抗を再開した。「基界を越築し、樹木を斬毀」し、さらに羅家の佃人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に刃で傷を負わされ、縛り上げられるという暴力事件が発生したと羅家が県に訴える事態となった。県は人を派遣して馮家の者たちを拘束護送しようとしたが、彼らは逮捕をこぼんで応じず、さらにこの件は羅家による誣告だとして越訴することになる。

『羅司勳文集』中から紛争の経過が追えるのはここまでの段階である。そしてこの時点では羅虞臣の死期も迫っていた。

(二) 羅虞臣の請託行爲

『羅虞臣集』には、「與袁県治論山墳」(以下書簡Aと略称)「上傳憲長論山墳状」(以下書簡Bと略称)の二通の書簡が掲載されている。書簡A全体の要旨は、この墳墓の紛争に関する経緯を説明し自己の主張を展開しつつ、こと風俗にかかわる重要な案件であるのにもかかわらず、なお調査中として判決が出ないことに疑問を呈し、迅速な調査判決を望むという内容である²¹⁾。書簡Bは、紛争の経緯や自己の主張を展開しつつ、呉蘇園という人物が出した裁判判決が冤であると主張する内容である。

さてこの二通であるが、宛先として記された「袁県治」「傳憲長」とはいかなる人物で、いつ頃書かれたものであるかについて考察したい。

まず「袁県治」であるが、結論的には順徳知県・袁鉞(嘉靖七年)

十五年任)である。

書簡A冒頭には「去歲兩婦書自京師、求造折(昨年二回手紙を北京からお出しし、裁定をお願いしました)」とあることから、この手紙が北京にいた頃に書かれたものであることがわかる。羅虞臣が北京にいたのは科挙の受験時と、中央官僚をつとめていた時期のどちらかである。科挙合格を果たしたのは嘉靖八年、建昌推官として赴任し、刑部主事となって北京へ戻ったのが嘉靖十年。失脚するのが嘉靖十七年。

これらの時期に「袁」という名で関係する官僚は順徳知県・袁鉞以外にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖十一年から十五年の間ということになる。

次に「傳憲長」であるが、これは広東按察司・傳瀚(嘉靖十七～十九年任)であろう。

書簡Bの再末尾に「惟虞臣自放逐以來、杜門別業(虞臣は官僚の世界から放逐されてからは門を閉じて別荘にこもり)・・・」とあることから、執筆時期は羅虞臣が失脚した嘉靖十七年以後のことであるの間違いない。また、書簡Bには呉蘇園なる人物の出した判決に反駁しているくだりがある。嘉靖十八年から二十一年には呉龍なる人物が順徳県知県をつとめており、呉蘇園とは呉龍のことと考えられるので、この書簡の執筆は嘉靖十八年以降とみなすことができる。さらに羅虞臣は嘉靖二十年に死去しているので、執筆時期は十八年から二十年の間ということになる。十八～二十年頃で「傳憲長」に相当するのは、広東按察司・傳瀚(嘉靖十七～十九年任)のほかにはない。宛先は傳瀚、執筆時期は嘉靖十八～十九年となる。

袁鉞も傳瀚も判決を直接出す立場の人物である。そのような人物に

私事の裁判について一方的に情報を開示し、自己に有利な判決を出すことを要請するのは請託行為にほかならない。特に袁鉞が強い圧力を受けただろうことは想像に難くない。袁鉞は拳人出身の地方官であった。一方の羅虞臣は若年で進士に合格した当地出身のエリート官僚であり、かつ中央の吏部ないし刑部の官僚である。

羅虞臣は自らの行為が不適切であることをおそらくは認識していた。書簡A冒頭には「向後屢欲申文、遂復以希值中止、然僕懷不下之抱、久欲投告於執事(そののちしばしば手紙をさし上げたいと思ったのですが、目上の方に諫められたため中止しました。しかし私は譲れないという思いを持ち続け、ずっと貴殿に訴え出ようと思っておりました)」とあり、結びには「敢忘其狂言之萬、惟不罪録幸甚(私の長々とした狂言をまげてお忘れいただき、記録にとどめないでいただければ幸いです)」とある。自らの行為が不適切であることを認識しながらも、それでも裁判に勝とうとした羅虞臣のこの件についての強い思いがうかがえる。しかしながら袁鉞は羅虞臣からの請託を受けなかった。袁鉞は調査中として判決を出すのを避けたのであろう。判決は羅虞臣が罷免された後、呉龍知県の代になってから出され、そしてその判決は、羅家側の敗訴であった。一時民に落とされているとはいえ、エリート官僚経験者が訴訟に敗れた原因は何にあったのだろうか。そして裁判に勝利するためには何が必要だったのだろうか。

(三) 裁判に勝利するために ― 族譜の必要性 ―

書簡Aと書簡Bは、ともに黄岡は羅家の墳墓地であるという主張が展開されたものである。しかし書簡Aにはなかつた情報が書簡Bには

盛り込まれる等の相違があり、そしてその中心をなすのは、黄岡が羅家の墳墓地だという主張の根拠をめぐってである。そのことは、自己の所有を認めさせ裁判に勝利するためには何が必要であったかを示しているように思われる。

書簡Aでは、主張の証拠は人々の口供である。聞いてもらえば分かるという内容が繰り返される。

一県大夫與五六十歳未死者、有試而問之、將莫不曰某山某名也、某墳某所葬也、皆熟耳而銘心、無異辞矣。……執事試市邑人而問曰山為某名、某所葬某、平日所自約何如、所取信與知於人何如、則駁勸之情、不待反復、已得之矣。

(本県の大夫と五〜六十歳で知覚のきちんとした者に試しに聞いてみれば、あの山の名は何と行って、誰の墳墓で誰が葬られている、といわない者はありません。それらは皆耳に馴染み心に刻まれた事柄であって、話の食い違いなどありません。・・・貴殿は試みに地元の人々に、山の名前は何か、誰が埋葬されているのか、通常契約はどのように結んでいるのか、信用できるのは誰か、聞いてみて戴きたい。そうすれば再審査となっている本件の状況は、繰り返すまでもなく明らかなのです。)

書簡Aではこのようにいかにも自信ありげではある。しかし実際この地に葬られている祖先の個人名については全く言及がない。「吾家祖墳積、宋元來葬黃岡」とあるだけである。このように書かれると、羅家の墳墓は黄岡だけにあったように読めるが、始遷祖以来の墓所として、大良に四、古楼に十、小湾に十二、桂州に一、石涌に一、番禺に三とあげられているように、羅家の墓所は各地に存在した。羅虞臣自

身も死後は番禺に葬られている²³。黄岡は古楼堡の南西に位置しているので古楼に含まれるが、黄岡という語を敢えてつかわなかったことからは、古楼堡内においてすら黄岡地区以外にも墓地があった事が考えられる。これほど墓地が散在しているのであれば、黄岡一箇所に葬られた祖先の数はそれなりに限られる筈である。にもかかわらず、被葬者の名は全く登場していない。

しかし書簡Bでは一転して証拠について様々に言及される。その一つが墓石である。

書簡Aには墓石の存在について、まったく触れるところはない。たとえば、羅虞臣が奪還運動を開始した当初、告訴ではなく、有力者による示談の道を探った時の有力者たちの反応については

・・・此僕所以痛心拳額、哀鳴疾呼、訴於当道之仁人君子、如胡公仲器・祝公曉溪二先生者、亦能洞僕之心昔矣。

(・・・これは私が心を痛めている理由であって、顔をあげ、悲しみ苦しみの声をあげて、要路におられる仁人君子に訴えたところ、胡仲器²⁴・祝曉溪²⁵のお二方はよく私の心のうちをおわかりいただけたのです。)

とある。ただ自分の気持ちを理解してくれたと書かれるだけで、墓石云々の話など全く登場していない。

一方、書簡Bでは次のように書かれている。

・・・所以蹙首痛心、哀鳴疾呼、上訴当道、如王公槩谷・胡公南津・祝公曉溪三先生者、皆為虞臣握腕、竟窮其姦、而曉溪又復追獲其毀藏之碑碣。

(・・・私が心を痛め、苦しみに叫んでいる理由について、要路に

おられる方々に訴えました。王槩²⁶谷・胡南津²⁷・祝曉溪のお三方は、みな虞臣のために腕を握り、この悪事について調査し、祝曉溪先生はさらに壊されたり隠されたりした墓誌を回収してくださいました。

ここでは助力してくれた有力者の名前として、王公槩谷、胡公南津、祝曉溪の三名の名が挙がっている。以前なかった王公槩谷が加わっているのは、その頃広東に任にあつてその後高官に出世したことからの権威付けをはかるために名を書き加えたのであろう。ここで着目したいのは、祝曉溪がこわされたり隠されたりした墓石の回収もしてくれた、という全く新たな叙述が加わっていることである。このことから、墓地であるという主張の根拠となる「こわされたり隠されたりした墓石」が、非常に信頼のおける第三者によって早い段階から確認されていたものだと言張することによって、墓石の証拠価値とその権威づけが図られていることを読み取ることができよう。

裁判のなかで、墓石は墳墓である証拠となるものとして、その取り扱いは問題になっていた。書簡Bでの、呉知県判決への反論は以下のようにはじまる。

比時家人来告以蘇園之駁。曰、遷藏石碑、事同一時、藏則俱藏、毀則俱毀。僕時亦有僭啓、曰、夫藏與毀一也、其志皆欲以滅跡也、石稍薄則易毀碎、獨祖母周之誌、其石堅厚、幾隙一尺、非可以能槌鑿毀者、招稱馮仲自行堀地三尺見碑、夫藏之三尺、亦將來以滅跡耳已、乃謂藏與毀不同、何耶。

(最近、家の者から蘇園による却下理由を知らされました。それは石碑が隠匿されていたことについてであり、同じ時になされたこ

とだから、隠すならみな隠す、壊すならみな壊すだろうというところでした。私はそのときひそかに書簡をおくり、隠すのと壊すのはおなじ事で、どちらも証拠を隠そうとしたのだ、石がやや薄ければ壊しやすいけれども、祖母周の墓誌は石が硬く厚く、一尺を超えており、槌でうがって壊すことができないものであつて、馮仲が自ら地を三尺掘って碑をみつけたと供述しています。地下三尺に埋められていたということは、証拠を隠そうとしたということとです。隠すのと壊すのとは違うといわれるのは、何故なのでしょうか。

以上のように、呉知県判決では、墓石のうち隠されたものと壊されたものがあるのが不自然だと指摘している。ここからは、羅家側は、墓所である証拠として、壊された墓石の一部と称する墓石欠片と、埋められ隠されていたと称する墓石が証拠として提示されたことが推測される。証拠偽造などの疑いがかからぬよう、祝曉溪の名も持ち出されたのであろう。

それらの「証拠」のうち、埋められていたものだとして完全な形を留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの周氏を羅家の配偶者「祖母」とみなし、羅一族の墓所という自説の主張の論拠とした。そしてその碑には「然先壙之葬黃岡、蓋自宋元来所有也、曷不覲追獲所藏之碑、至元中重修乎」とあるように、元朝時代の年号が記されていることから、宋元以来の墓所である根拠として用いられた。なおこれらの根拠となる碑を自ら地を三尺も堀って発見した者の名は馮仲とある。姓が馮であるからには紛争相手側の人物であることが考えられるが、発見した墓碑が何姓のものであれ、他人の墓

所を平治し耕作すれば杖百の罪であるから、墓碑の発見は馮側にとつて有利なことではないはずである。馮仲がどのような意図で墓碑発掘を行ったのかは不詳であるが、馮側も一枚岩ではなく羅側につくものがあつた可能性も考えられよう。

また、書簡Bでは、書簡Aには言及されなかつた黄岡の地に葬られた羅家の祖先の名も登場している。さきの周氏が元人であつたのに対し、この人物は宋人であり、簡略にその事跡にも触れられている。

且葬於黄岡有祖、曰鑄夫者、宋理宗時人也、峇景定中省元、後以元氏之乱、竟不忍仕、及卒、其門人私諡曰宋義隱、載在県紀。

(かつ黄岡に葬られている祖先として、鑄夫という人がいます。宋の理宗の時代の人です。景定期の郷試で一位となつたひとです。

後に元氏の乱でついに仕えずになくなりました。門人たちは宋の義隱と私諡して、県志にも載っております。)

「宋元代以来の墓所」という主張を具体的に行うためには、宋元時代人の被葬者名を指摘する事程度は当然必要であろう。ただし、被葬者名だけではまだ根拠薄弱である。次に必要なのは、これらの被葬者が確かに祖先であり、自分はその子孫にあたるという明確な「記憶」であり、そしてその「記憶」は少なくとも羅家の間で共有される必要がある。そのためには、族譜の編纂が必要不可欠である。

羅虞臣は中央政界で失脚して故郷に戻ると、まず族譜の編纂と儀礼の策定を行い、帰郷から二年で完成させている。²⁹ところが書簡Aが書かれたのは官僚在任中の嘉靖九年か、嘉靖十一年から十五年の間の時期であり、族譜編纂には未着手の時期である。書簡Aは墓所であるという論拠が些か薄弱であるのは既に見たとおりであるが、執筆の時点

では族譜の編纂を行っていなかったために根拠を具体的に書くことが出来なかつたと考えられる。その一方、書簡Bは失脚帰郷の翌年である嘉靖十八年から十九年の間に書かれた。つまり、族譜と書簡Bはまさに同時期に書かれたのであつた。書簡Aと比較して、書簡Bにおける論拠の具体性は、おそらくは族譜編纂に裏打ちされたものである。祖先の系譜を文書化した族譜の作成によって、羅家側はより具体性を帯びた主張ができることになった。積年の紛争の決着をめざしていた羅虞臣が帰郷後、族譜の編纂を第一に行つた理由は、おそらくはここにある。

(四) 敗訴の原因と訴訟の背景

羅家側が敗訴した原因とは何か。羅側が示した墓石等が証拠として採用されなかつたことは既に見たが、それは墓石よりも有力な証拠となるものがあり、その内容が羅側にきわめて不利であつたからだと思われる。書簡Bには次のような一文がある。

羅毅葬陪祖隴、而謬聽其虛羽買地之說、豈不冤哉、且羅毅之祔、在正徳時、然先壠之葬黄岡、蓋自宋元來所有也、曷不覲追獲所藏之碑、至元中重修乎。彼其供称在案、亦既明白。

(羅毅は祖先の墓の隣に埋葬されたのに、虚羽から土地を購入していたという説を誤って採用しています。これは冤にほかなりません。羅毅の埋葬は正徳の時です。しかし祖先を埋葬してきた黄岡の地は宋元時代以来所有してきた地です。追つて得られた隠された墓碑が至元中の重修であることをなぜ見て戴けないのでしょうか。供述は一件ファイルにのつていて、明白なことなのです。)

これを見ると、羅虞臣も、正徳年間に羅毅という名の祖先が黄岡の地に埋葬されたことを認めている。黄岡の地に行き届かなくなつたのが景泰年間、祖父が墳地を奪われたとして訴訟を起こしたのが成化年間であつてこのとき敗訴したのであるから、正徳年間に易々と祖先を埋葬できたということ自体にまず矛盾がある。その点はひとまず置くとしても、「羅毅を埋葬した際、その墓地は盧羽という人物から購入した」と認定されたという件が、馮家側が羅家側の墓石を上回る根拠を提示していたことを推察させる。土地を売買する際には売地券を作成する。正徳年間のことであればそう遠い昔のことではなく、売り手側が売地券を保管していて不思議はない。裁判では馮家側は証拠としてこの売地券を示し、墓地を購入しているからには、ここ一帯を羅家の墳地をみなすことはできないと主張したのである。そして知県もこの土地売買契約書に墓石より高い証拠価値を認めたとしたことなのである。羅虞臣はそれに対し、宋元時代以来の墓地なのであるから墳地購入の説は冤だという一言があるのみで、有効な反撃はできていない。

さらに、呉知県は羅側の主張を利を貪るものだと考えた様子である。祖先を埋葬し土盛りした墳丘の周囲には保護のための余地を設けることが普通で、この余地は耕作することもできた。知県は余地からの収入目当てだと考えたのである。書簡Bには次のようにある。

田園租税、歳入不可一二両、萬不足以供祭掃之用、豈謂僕貪其厚利、如今日士夫之爭沙坦耶。

(田園から得られる歳入は一―二両ばかりで、祖先祭祀の費用にも全く足りないものです。私が厚利を貪っているのであつて、今日

の士夫が沙坦を争っているのに似ているなどと、なぜいわれなければならぬのでしょうか。)

順徳県は珠江デルタ下流に位置し、上流から流されてきた土砂が年々体積し、砂州が形成された。この肥沃な未主地の所有をめぐる裁判が頻発していた³⁰。知県は羅虞臣の告訴をこれら砂洲の争いと同様の単なる土地争いだとみなしたのである。

一方、羅虞臣は歳入など僅かなもので金目当てではないとし、また後に自家の佃戸が馮一族から暴力をうけたさいには

設或小佃数多、豈能束手足、而聽其綁獲耶。

(・・・もし佃戸たちの数が多かつたら、手足をつかまれ、縛り上げられるなどということはできなかったでしょう)

といい、僅かな土地で佃戸が少なかったからこそ、自家の佃戸が捉えられ縛り上げられたのだと主張する。しかしながらこれらの反論から逆に窺えるのは、墓地周辺からの田から収入を上げることが確かにできていたという事実である。

振り返って紛争の経緯を考えてみよう。百歩譲つてこの黄岡の地が宋元時代以来の羅家の墳墓であつたとする。しかし、そうであつたとしても、羅家はこの墓地には殆ど行くことはなかったと思われる。黄蕭養の乱後で墓祭をいくら怠つていたとはいえ、黄蕭養の乱から数えれば侵奪されてから提訴まで十五年以上かかるのは不自然である。しかし、もし墳墓の周囲の余地について、自らで、あるいは族人の手で耕作するか、あるいは佃戸契約を結んで耕作させる、などの行為が行われていれば、これ程までに墓祭を怠ることも、提訴まで時間を要することもなかった筈である。

つまり提訴が起こる時期まで、この地はもし墓地だったのであれば墓地のままに、そもそもし墓地でなかったのであれば単なる山間の開発不適地として、人々の関心を引くことなく放置されていたのである。それが一転、土地争いの訴訟合戦の体に変化したということは、提訴が起こった成化年間には、漢族の広東への移住と開発が進んだ結果、従来は放置されてきた山間のわずかな狭地すらも開発の対象となっていたことを反映しているとも考えられよう。

羅家は裁判で一旦は敗訴した。それは墓石を上回る証拠価値をもつ、近年に結ばれた土地売買契約文書があったからであろう。ではこの契約文書がなかったら、判断はどちらに有利であったろうか。そしてそもそも、人は遠祖の墓地の所有が問題となつてその所有を立証しようとした場合、そのすべはあるのだろうか。墓地には年に一度墓参するのが精々であり、遠祖の場合はそれすらもままならないとすれば、人の目は行き届かず、「盗占」が起こりやすい。たとえ墓地購入の際、売買契約書を作成していても、数世代に亘つて家産分割を繰り返すうちに散逸していても不思議ではない。問題を防ぐためには、墓守を雇うか、墳丘余地部分地に招佃する一方で、子孫の間で祖先の世系の記憶を共有して、最低限の墓祭は欠かさぬようにして監視を怠らないようにする以外の術はなからう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあつて、山地の既所有を主張する根拠にもなりうる文書なのである。

おわりに

かつて、宗族は宋代や明代から一貫して成長発展してきたように描かれてきたが、近年の研究は、宗族がすぐれて歴史的な産物であるこ

とを明らかにしてきた³²。広東地域に即していえば、フアウラは、宋代や明代の始祖からはじまると主張する宗族の多くは、族譜編纂や祠堂設置など宗族としての体裁を整えたのは一七世紀末葉以降であると指摘する³³。

今回検討した羅虞臣のケースもまずはこれら近年の研究成果に一致する。現在の順徳南門羅氏は宋代珠璣巷から移住してきた南雄君を始祖とする主張するが、十六世紀前半の羅虞臣に到るまで、族譜はななく共有財産もなかった。しかしさらに注目すべきは、羅虞臣は族譜を編纂し、また自らの出資により共有財産(祭田)も設置しているが、しかしその書簡や族譜記事からは一族が結束し行動をとみにしている様子やうかがうことはできず、族譜編纂等の行動は羅虞臣の個人的行動という性格が強い。従来、族譜族産の具備は、団体としての宗族結合がなされていることの指標と考えられてきた。しかし羅虞臣のケースはこれには相当しない。中国では、多大な共有財産を有する大宗族から、族譜をもつだけのもの、そして全くそれらを持たないものまで様々なレベルが存在することが知られているが、羅虞臣のケースは、族譜族産を持つていたとしてもその内実の親族統合のレベルは様々でありうることを示している。

また従来、宗族結合は、その相互扶助により一族中からの科挙合格者の確保を目指しておこなわれたのだとする見解がある³⁵。羅虞臣のケースはこれには相当しない。羅虞臣自身科挙官僚であつたが失脚、まずは自らの返り咲きを目指していた。年も若く、自身もまだ子がなく、一族の次世代育成への関心はうかがうことができない。その一方、屢々表明されるのは、祖先の山墳を奪われたことに対する憤りと痛恨の念

である。上田信氏は浙江山間部を対象として、明末の宗族結合は水利や紛争などの社会問題に直面とした人々の戦略的対応であったと論じているが、羅虞臣は上田氏の見解に比較的近いケースといえよう。⁽³⁶⁾

中国において、宗族の統合レベルは多様であった。この多様性は、中国社会が個々人の作る二者間関係の集積からなるネットワーク社会であることに起因していよう。族譜や祭田はその必要があったときには備えられたし、そして宗族はその必要があったときには結合されたのである。

(1) 『稗編』卷二九、『古今図書集成』明倫彙篇家範典宗族部総論 第一〇一卷、『明文海』卷一一四、『五礼通考』卷一四五。

(2) 明代経学の特色については井上進「樸学の背景『東方学報』六四号、一九九二年参照

(3) 日本の近年における中国宗族研究に大きな影響をもったフリードマンの著作においても、このような理解がみられる。フリードマン(田村克己氏・瀬川昌久氏訳)『中国の宗族と社会』弘文堂、一九八七年、同氏(末成道男氏・西澤治彦氏・小熊誠氏訳)『東南中国の宗族組織』弘文堂、一九九一年。

(4) 上田信氏「地域と宗族—浙江省山間部—『東洋文化研究所紀要』二四号、一九八四年、山田賢氏『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究』名古屋大学出版会、一九九五年、岸本美緒氏『明清交替と江南社会—十七世紀中国の秩序問題』東京大学出版会、一九九九年。

(5) Rubie Watson『Inequality among Brothers: Class and Kinship in South

China』Cambridge University Press, 1985

(6) Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson, "Introduction", *Kinship organization in late imperial China, 1000-1940*, University of California Press, 1986

(7) 嘉靖帝の張延齡肅正については、佐藤文俊氏「明代中期の外戚・張氏兄弟」『東洋史研究』四九卷三号、一九九〇年、(後『明代王府の研究』研文出版、一九九九年、所収)参照。

(8) 羅虞臣の遺稿集編纂にあたった羅虞臣の弟・羅虞猷は以下のように記す。『羅司勳外集』後跋「兄弟二年、採摭旧聞、整齊其世伝、作豫象家乘、又以礼有経変、則考衷古今、参伍詮析、必要聖軌、立通方之訓、破一隅之説、作宗儀篇、……」。

(9) 『明史』卷二八七

(10) 羅虞臣は明代学術の中心テーマであった心性修養論を嫌っていた。以下の引用は、彼の実践礼学の最終目標が自己の修養ではなかったことをうかがわせて余りある。『羅司勳外集』卷一、書、与馮桐江「宋代賢才、号为頗盛、然其弊皆謬於虚談、以便己私、摭拾性命之説、分悉心学之詳、使六経垂教之意、竟為廢物、……今日陋習、深信宋儒、而務迂言、細談心学、而略治道」。

(11) 南門羅氏・北門羅氏が珠璣巷伝説を持つことについては、譚棟華氏「從珠璣巷史事聯想到的問題」『廣東歴史問題論文集』稻禾出版社、一九九三年、三〇七頁—三三二頁。明清期の珠璣巷伝説については牧野巽氏『牧野巽著作集第五卷 中国の移住伝説 広東原住民考』お茶の水書房、一九八五年。片山剛氏「『広東人』誕生・成立史の謎をめぐって：言説と史実のはざまから」『大阪大学

- 大学院文学研究科紀要』四四号、二〇〇四年、同氏「中国史における明代珠江デルタ史の位置―『漢族』の登場とその歴史的刻印』『大阪大学大学院文学研究科紀要』四六号、二〇〇六年。
- (12) 本族譜の研究として西川喜久子氏「『順徳北門羅氏族譜』考―上―『北陸史学』三三号、一九八三年、同氏「『順徳北門羅氏族譜』考―下―『北陸史学』三三三号、一九八四年がある。
- (13) 黄蕭養の乱については山根幸夫氏「広東黄蕭養の乱』『東方学会創立四十周年記念東方学論集』一九八七年を参照。なお、片山剛氏は珠江デルタ低地において広府人（いわゆる広東人）が具体的に登場したのは黄蕭養の乱時であるとする。「中国史における明代珠江デルタ史の位置―『漢族』の登場とその歴史的刻印』『大阪大学大学院文学研究科紀要』四六号、二〇〇六年。
- (14) フリードマン『東南中国の宗族組織』弘文堂、一九九一年
- (15) 『羅司勳文集』巻六、顕詔公伝、子子房
- (16) 瀬川昌久氏『中国社会の人類学―親族・家族からの展望』世界思想社、二〇〇四年
- (17) 『羅司勳文集』巻八上、祭田篇
- (18) 『羅司勳文集』巻八上、譜葬篇
- (19) 未亡人が親族からの篡奪を受けやすいことについては、大澤正昭氏『主張する愚民たち―伝統中国の紛争と解決法』角川書店、一九九六年
- (20) 『羅司勳外集』巻一「與袁泉治論山墳」、『羅司勳文集』巻二「上傳憲長論山墳状」。
- (21) 『羅司勳外集』巻一與袁泉治論山墳「僕聞之、事有似緩而実急、名軽而実重、墳墓秉訟之説、是也。……然今據家人来云、猶在駁勘、使僕痛心拳額日益加焉、……僕固不敢贅、但不一言、恐執事未能白僕之心如此其切、而或視為緩且軽、又有糝於執事所以正風化之本也」。
- (22) 『羅司勳文集』巻八上、家乘纂餘、譜葬篇第六。
- (23) 『羅司勳外集』附録、李三洲誌原子遺衣塚記
- (24) 『胡公仲器』胡璉、字重器、号南津、嘉靖五年に広東布政使左參政の職にあつた。「仲器」は字の「重器」との音通であろう。
- (25) 『祝公曉溪』祝品、字公叙、号曉溪、浙江龍游人。嘉靖九年に広東布政使左參政の職にあつた。
- (26) 『王公槃谷』王大用、号槃谷、江南宜興人、嘉靖七年広東右布政使の職にあつた。
- (27) 『胡公南津』。注(4)参照
- (28) 『明律』賊盜篇・発塚「若平治他人墳墓為田園、杖一百」。
- (29) 注(8)参照
- (30) 西川喜久子氏「清代珠江下流域の沙田について』『東洋学報』六三―一(一・二)、一九八一年
- (31) 中島榮章氏「墓地を売ってはいけなにか?―唐く清代における墓地売却禁令』『九州大学東洋史論集』三三三、二〇〇四年
- (32) 瀬川昌久氏『中国社会の人類学―親族・家族からの展望』世界思想社、二〇〇四年
- (33) David Faure, *The Structure of Chinese Rural Society: Lineage and Village in the Eastern New Territories, Hong Kong*, Oxford University Press, 1986

- (34) Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson, "Introduction", *Kinship organization in late imperial China, 1000-1940*, University of California Press, 1986
- (35) 井上徹氏『中国の宗族と国家の礼制—宗法主義の視点からの分析』研文出版、二〇〇〇年
- (36) 上田信氏「地域と宗族—浙江省山間部『東洋文化研究所紀要』二一四号、一九八四年

